

東浦町住民主体型デイサービス（通所型サービスB）事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域において高齢者の自立した生活を支援することによって、生活機能の低下による高齢者の閉じこもり等を予防し、及びその家族の介護の負担を軽減するため実施する通所型サービスB（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙（地域支援事業実施要綱）に定める通所型サービスBをいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 本町で実施される東浦町住民主体型デイサービス（通所型サービスB）事業（以下「事業」という。）は、次に掲げる事項を目的として、その居住地域の通いの場において、体操、運動、レクリエーション等の介護予防に関するサービスを提供するものとする。

- （1）地域の仲間と定期的、かつ、継続的に介護予防に関する取組みが実施できる集いの場を開くことで、要支援者等が要介護状態等となることを予防すること。
- （2）要介護状態等の軽減又は悪化の防止により、活動的で生きがいのある生活及び人生を送ることができるよう支援すること。
- （3）集いの場の運営を住民が主体的に行うことにより、地域の支え合いの体制づくりを推進すること。

2 事業者は、次条の対象者以外の地域住民にも開放し、交流を促進するよう努めるものとする。

（対象者）

第3条 この事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げるいずれにも該当する者とする。

- （1）町内に住所を有する者
- （2）介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等である者
- （3）住民主体型デイサービス（通所型サービスB）を利用する旨が記載された法第8条第24項に規定する居宅サービス計画、法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画その他これに準ずるものが作成されている者

（実費の負担）

第4条 この事業のサービスの提供の際に実費が生じるときは、その費用は、対象者の負担とする。

2 事業者は、前項の費用を徴収する場合は、あらかじめ、対象者にその額を告知するものとする。

（資質の向上）

第5条 この事業に従事する者（以下「従事者」という。）は、介護予防に関する知識、技術等を習得するため、必要な研修等を受けなければならない。

(衛生管理等)

第6条 事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のために必要な対策を講じなければならない。

(秘密保持)

第7条 事業者は、従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た対象者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第8条 事業者は、対象者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、町、当該対象者の家族、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 事業者は、対象者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 事業者は、前3項に規定する措置を講じる旨及びその実施方法をあらかじめ定めなければならない。

(補助金)

第9条 町長は、事業者に対して、東浦町住民主体型デイサービス（通所型サービスB）事業運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金の交付に関する手続きについては、東浦町補助金等交付規則（昭和52年3月30日東浦町規則第5号）に定めるもののほかこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第10条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 第2条から第8条までを遵守していること。

(2) 東浦町において事業を実施すること。

(3) 閉じこもり予防又は介護予防を目的とした体操、運動、趣味活動、住民同士の交流等を行う場の提供に係る事業の運営実績が原則1年以上あること。

(4) 事業を1年以上継続して実施する見込みがあること。

(5) 同時に3人以上受け入れることができること。

(6) 対象者に対し、1回につき、2時間以上のサービスを週1回以上提供していること。ただし、年末年始等により参加者が見込めない場合その他の町長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(補助対象経費等)

第11条 補助対象経費は、補助事業の運営に要する費用とし、別表に定めるものとする。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる活動に係る経費は、補助の対象とな

る経費としない。

- (1) 営利を目的とする活動
 - (2) 政治又は宗教に関する活動
 - (3) 法令又は公序良俗に違反する活動
- 3 補助金の上限は、3,000 円にサービスを提供した回数（3人以上の対象者に対してサービスを提供した回数に限る。）を乗じて得た額（その額が50万円を超える場合は50万円）とする。
- 4 補助金は、他の類似の補助金等と併用できないものとする。ただし、他の類似の補助金の交付額が、本事業の補助金の額の限度を超えない場合は、本事業の補助金の額から当該交付額を差し引いた額の範囲内で、補助の対象とすることができる。

（交付の申請）

第12条 補助金の交付の申請は、東浦町住民主体型デイサービス事業補助金交付申請書（様式第1）により行うものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 事業対象者名簿
 - (4) 団体概要書
 - (5) その他町長が必要と認める書類

3 第1項の申請は、補助の対象としてサービスを実施する2週間前までに行うものとする。ただし、町長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（補助金の交付等）

第13条 補助金は、概算払いとし、4月に4月分から9月分までを、10月に10月分から翌年3月分までを交付するものとする。ただし、町長が認める場合はこの限りでない。

2 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた場合は、速やかに東浦町住民主体型デイサービス事業補助金請求書（様式第2）によりその交付を町長に請求しなければならない。

（実施状況の報告）

第14条 補助事業者は、東浦町住民主体型デイサービス事業実施状況報告書（様式第3）により、その実施状況を1月単位で翌月15日までに町長に報告しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第15条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第16条 補助事業者が補助事業の完了したとき（前条の規定による中止又は廃止

の承認を受けたときを含む。) から起算して30日以内に町長に提出する実績報告書は、東浦町住民主体型デイサービス事業補助金実績報告書(様式第4)とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第17条 町長は、前条の報告書が提出されたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、東浦町住民主体型デイサービス事業補助金確定通知書(様式第5)により、補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和3年10月12日から施行する。

2 この要綱による改正後の東浦町住民主体型デイサービス(通所型サービスB)事業実施要綱の規定は、施行日以後に実施される事業について適用し、同日前に実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年3月18日から施行する。

別表（第11条関係）

対象経費	内容
人件費	補助事業に要する人件費
報償費	講師等への謝礼及び報償
交通費	交通費
需用費	消耗品費、食糧費（食事及び飲酒にかかる費用を除く。）、印刷製本費、燃料費、修繕料、光熱水費等
役務費	通信運搬費、保険料、手数料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械・器具の借上料、対象者送迎用の車両の借上料等
備品購入費	事業の実施に必要不可欠なものに係る費用
研修費	資質向上を図るための研修会等への参加費
その他	事業の実施に必要であると町長が認めたもの

様式第1（第12条関係）

年 月 日

東 浦 町 長

代表者住所

団 体 名

代表者氏名

東浦町住民主体型デイサービス事業補助金交付申請書

東浦町住民主体型デイサービス事業補助金について、下記により交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 事業対象者名簿（別紙3）
- (4) 団体概要書（別紙4）
- (5) その他町長が必要と認める書類

別紙 1

事業計画書

1 事業概要

事業所の名称		
事業実施場所（所在地等）		
代表者氏名		
代表者連絡先		TEL : FAX : E-mail :
補助事業の内容	新規受入れ可能対象者数	人
	1回当たりの従事者数	人
	利用料	円/回
	開催回数	週 回程度
	開催日時	① () 曜日 時 分～ 時 分 ② () 曜日 時 分～ 時 分 ③ () 曜日 時 分～ 時 分 ④ () 曜日 時 分～ 時 分 ⑤ () 曜日 時 分～ 時 分
	主な内容	

2 補助事業の実施回数（月ごとの開催日数）

月	回数	月	回数	月	回数	合計
月	回	月	回	月	回	回
月	回	月	回	月	回	
月	回	月	回	月	回	
月	回	月	回	月	回	

別紙 2

収支予算書

【収入】

(単位：円)

科目	金額	内訳(積算等)
東浦町住民主体型デイサービス事業補助金	円	
合 計		

※ 他の補助金、寄付金、広告料、会費その他収入がある場合には、その収入を記載すること。

【支出】

(単位：円)

補助対象経費		
科目	金額	内訳(積算等)
小計①		
補助対象外の経費		
科目	金額	内訳(積算等)
小計②		
合計①+②		

別紙4

団体概要書

(ふりがな) 団 体 名			
(ふりがな) 代 表者氏名		団体構成員数	人
活 動 地 域 (例：緒川地区)		活 動 拠 点 (例：〇〇自治集会所)	
活 動 実 績			
活動開始年月	年 月から実施		
これまでの 活動内容 (該当する活 動にチェック し、その概要を 記載)	<input type="checkbox"/> 健康づくりに役立つ活動 要介護状態の予防、スポーツの推進など		
	<input type="checkbox"/> 認知症予防に役立つ活動 高齢者の認知症を予防するために地域住民とふれあう交流会、趣味活動、認知症カフェ、認知症予防カフェなど		
	<input type="checkbox"/> 栄養改善に関する活動 高齢者の栄養改善を目的とした料理づくり、料理教室など		
	<input type="checkbox"/> その他の活動 例：高齢者と子どもたちがふれあう交流会など ()		
	≪活動概要≫		
備 考			

様式第2（第13条関係）

東浦町住民主体型デイサービス事業補助金請求書

年 月 日

東浦町長

代表者住所

団体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった東浦町住民主体型デイサービス事業補助金について、下記のとおり交付されたく請求します。
記

- | | | |
|----------------|---|---|
| 1 交付決定（補助金確定）額 | 金 | 円 |
| 2 既受領額 | 金 | 円 |
| 3 今回請求額 | 金 | 円 |
| 4 残額 | 金 | 円 |

5 補助金振込先

金融機関名	
口座番号	普通・当座 口座番号
フリガナ	
口座名義人	

様式第3（第14条関係）

年 月 日

東浦町住民主体型デイサービス事業実施状況報告書

東浦町長

代表者住所
団体名
代表者氏名

年 月の実施状況について、下記のとおり報告します。

実施日	月 日 : ~ :	活動内容
対象者氏名		
計 人		従事者 人
実施日	月 日 : ~ :	活動内容
対象者氏名		
計 人		従事者 人

様式第4（第16条関係）

年 月 日

東浦町長

代表者住所

団 体 名

代表者氏名

東浦町住民主体型デイサービス事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった東浦町住民主体型デイサービス事業補助金に係る事業について、下記のとおり実施したので、関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- （1）事業実績書（別紙1）
- （2）収支決算書（別紙2）
- （3）その他町長が必要と認める書類

別紙 1

事業実績書

事業所名称														
実施場所														
活動実績	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	回													回
	補助対象回数													回
	参加者 (人)													人
	うち、利用対象者数 (人)													人
	従事者 (人)													人
	計 (人)													人
実施内容														
活動を通して 見えてきた 課題やニーズ														
今後の目標や 改善点など														

別紙 2

収支決算書

【収入】

(単位：円)

科目	金額	内訳(積算等)
東浦町住民主体型デイサービス事業補助金	円	
合 計		

※ 他の補助金、寄付金、広告料、会費その他収入がある場合には、その収入を記載すること。

【支出】

(単位：円)

補助対象経費		
科目	金額	内訳(積算等)
小計①		
補助対象外の経費		
科目	金額	内訳(積算等)
小計②		
合計①+②		

様式第5（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長 印

東浦町住民主体型デイサービス事業補助金確定通知書
年 月 日付 第 号で交付決定した東浦町住民主体型デ
イサービス事業補助金について、下記のとおり確定しました。

記

補助金確定額 金 円